

電子図書館サービス導入の概要

1 事業目的

- ・感染症拡大防止等のため来館が困難な利用者への読書活動の機会を確保
- ・視覚に障がいを持つ方など、読書が困難な市民への読書環境の充実

2 導入スケジュール

令和4年9月	サービス提供事業者との契約
令和4年10月～令和5年1月	提供電子書籍の選書，運用体制の整備，広報等
令和5年2月	運用開始

3 導入システム概要

利用者	パソコン，スマートフォン等を使用して365日，24時間いつでも旭川市図書館が提供する電子書籍を利用可能。
図書館	閲覧用電子書籍の選書，使用権の購入，利用者管理，独自資料の公開等を行う。
事業者	電子図書館システムの運用・保守管理，商用電子書籍の確保

4 電子書籍の収集

国内出版物を中心に，多様な利用者層を想定した幅広いジャンルのコンテンツを整備する。また，北海道・旭川にゆかりのある電子書籍や，朗読図書・機械読み上げ可能図書についても整備する。初年度購入数は10,000件前後を予定する。

5 事業費内訳（税込）

初期導入費	770,000円（一式）
月額利用料	182,600円（91,300円×2月）
電子書籍購入費	44,000,000円（10,000タイトル×4,400円）
合計	44,952,600円

5 電子図書館サービスの活用

（1）館外奉仕の拡充

感染症による自宅待機者のほか，開館時間中に図書館を利用しづらい社会人や子育て世代，図書館から遠い市民など，これまでサービスが届きづらかった層に対する読書環境の充実により，市民の読書活動の活性化を図る。

（2）読書環境のバリアフリー化

「視覚障害者等の読書環境整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」（令和元年6月施行）に基づき，電子図書館の読書支援機能を活用することで，視覚に障がいのある者のほか，肢体不自由，発達障害そのほか様々な理由により読書が困難な者に対する読書環境を充実させる。

（3）独自資料の情報発信

郷土資料や行政資料など，旭川市独自の資料を公開し，電子図書館サービスを地域の情報発信の道具として積極的に活用していく。